

令和7年4月9日

保護者の皆様

坂町立坂中学校
校長 藤原文代

「気象警報」等の発令時の対応について

平素より、本校の教育活動に対してご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、坂町「避難情報発令判断基準」に沿って、「気象警報」等発令時の対応は次のようになります。
ご理解とご協力をお願いいたします。

① 「自宅待機」の場合

◇午前7時の時点で、坂町に「警報」が1つでも発令されている。

◇「警報」の種類は、「大雨・洪水・暴風・高潮」のいずれかの「警報」が発令されている。

<対応等>

- ・午前7時の町内定時放送後と7時10分の町内放送で周知します。（2回の放送）
- ・町内放送と同時期に、一斉メールでも周知します。
- ・部活動の朝練習等で登校している場合は、学校待機とし、保護者と連携します。

② 「臨時休校」の場合

◇午前11時までに「警報」が解除されない。

<対応等>

- ・午前11時に町内放送で「臨時休校」について周知します。
- ・町内放送と同時期に、一斉メールでも周知します。

③ 「午後からの登校」の場合

◇午前11時までに「警報」が解除された。

<対応等>

- ・午前11時に町内放送で「午後からの登校」について周知します。
- ・町内放送と同時期に、一斉メールでも周知します。
- ・自宅で昼食をとり、12時45分頃から午後1時15分までに登校させてください。
（例：午前9時に「警報」が解除の場合も、登校する時間は上記と同じ時間帯）

④ 「学校待機」「早期退校」等の場合

◇登校後に「警報」等が発令された。

<対応等>

- ・状況に応じて「学校待機」「早期退校」等を判断し、下校方法についても状況に応じて、一斉メールでも周知します。

⑤ その他

◇判断が困難な場合は、一斉メールで周知します。

◇ご家庭で判断できない場合は、無理をせず、安全を第一に対応してください。

【留意事項】

※上記の「判断基準」は目安であり、気象状況によって対応等を変更する場合があります。

※坂町教育委員会及び坂町役場関係課等と連携し判断いたします。

※「自宅待機」であっても自宅が危険な場合は、避難情報等に基づき躊躇なく安全を確保する行動を取ってください。